

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	櫟木 (櫟木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間組織が中心となり経営している。地域内の農業者は高齢化しており後継者がいない者もいる。主に栽培している作物は米である。現在取組を行っているものは、鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは農業者の高齢化、農業者の減少、経費の増加である。
主な作物: 米

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積することを目指す。現在、地域では、必要最低限の経費(肥料等)と年間短縮に取り組み、地域の所得向上を目指している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	9.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・構成員全体で耕作放棄地を解消し、全体で経営基盤の確立を目指す。そのため、まずは水稻の引き受け調査を開始している。 ・担い手が高齢化して個々の判断が大きく作用するため、農用地の集積、集団化を進めるのは難しいと思われる。そのため、まずは集約化に向けた理解を深めていきたい。 ・今後離農者が出た場合は中山間組織の構成員に農地を集積し、耕作放棄地にならぬよう保全に努める。また、新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化し、耕作放棄地を解消するように努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地形的に基盤整備は厳しく、高齢化が進んでいるため、今後取り組む予定なし。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に新規就農者がいるため、中山間地内の管理等も集約していきたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵の補修・点検。 ⑦引き続き、中山間事業を活用し、保全・管理を行う。				